

帳簿について

- ・屋外広告業者は、広告物の表示または設置の契約ごとに下記の表に掲げる内容を記した帳簿（様式第35号）を作成し、これを営業所に備え置かなければなりません。
- ・ただし、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができます。
- ・帳簿は事業年度の末日で封鎖し、その後5年間保存しなければなりません。

